

道路維持補修業務の民間委託に伴う維持補修工事に係る 大規模地震発生時の道路パトロール運用要領

(適用)

第1 この要領は、長野県建設部が管理する道路の維持補修業務の民間委託に伴う小規模維持補修工事等に係る、大規模地震発生時の道路パトロールに適用する。

(業務目的)

第2 大規模地震発生時には、人命の救急救命や、被災地の復旧・支援活動のため、早期に通行可能な路線を把握することが、「道路の啓開」とともに最優先に求められるため、民間委託している道路維持補修業務において道路パトロールを実施し、早急に道路状況を把握することを目的とする。

(業務の実施者)

第3 実施者は、小規模維持補修工事等に係る施工体制確認型契約方式の入札により契約した企業または特定共同企業体（以下「受注者」という。）とする。

(業務の実施)

第4 受注者は、受注した地区の建設事務所管内において、震度6弱以上の地震が発生し、かつ受注地区の市町村で震度4以上を観測した場合に、建設事務所等からの連絡の有無に係わらず自主的に道路パトロールに出動することとし、業務手順は「別添1」に示すとおりとする。
（なお、震度5強以下までの地震発生の場合は、建設事務所職員がパトロールを行うため、受注者の出動は実施しない。）
2 受注者は「別添2」に示すパトロールの実施体制表について、小規模維持補修工事の施工計画書に記載し、実施計画について予め監督員と協議することとする。

(業務の対象範囲)

第5 パトロールの対象範囲は、受注した地区の建設事務所管内において、震度6弱以上の地震が発生し、かつ受注地区内で震度4以上を観測した市町村における全ての建設事務所管理道路（以下「対象道路」という。）とする。

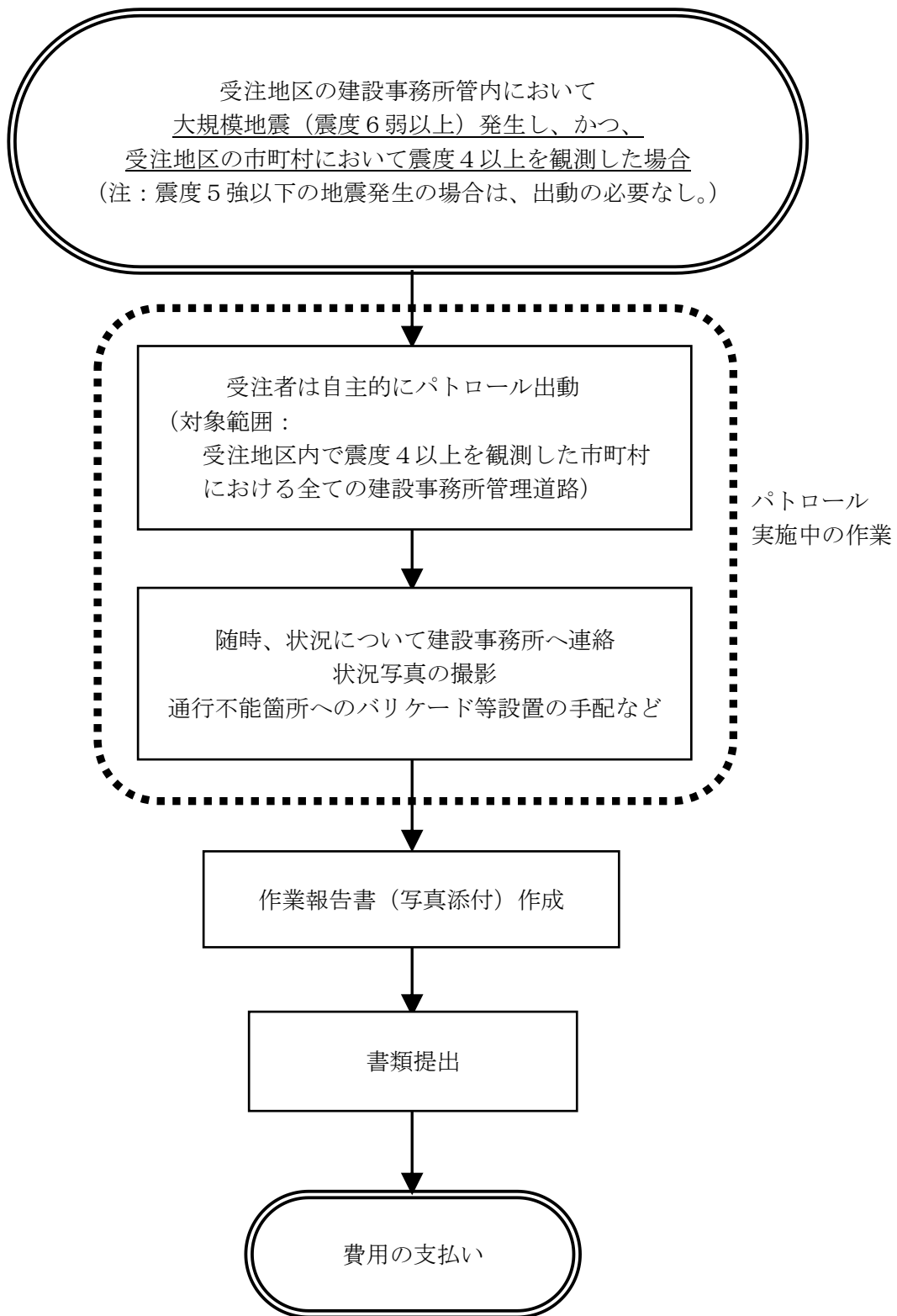
(業務の内容)

第6 パトロールの内容は以下のとおりとする。
(1) パトロールは少なくとも2名体制で行うこととする。
(2) 対象道路について状況を把握し、管理する建設事務所にこまめに状況について連絡をする。連絡手法については、事前に建設事務所と確認することとする。
(3) 緊急輸送道路の状況把握と、通行可能な対象道路の把握を最優先とする。
(4) 地震発生後、できるだけ早期に完了するよう実施する。（概ね3時間以内でのパトロール完了を目途とする。）
(5) 通行不能箇所や危険箇所については、バリケード等の設置を手配することとする。
(6) パトロール中の写真を撮影し、後日、作業報告書（写真添付）を建設事務所に提出する。

(業務費用の支払い)

第7 業務についての費用についての支払いは「**土木施設**における小規模維持補修工事試行要領」の規定によるものとし、支出科目は「役務費」とする。

【別添 1】



【別添2】

大規模地震（震度6弱以上）時の道路パトロールの実施体制表

パトロール路線名 (区間)	パトロール実施者、地震時連絡先			備考
	担当会社名	氏名	連絡先(携帯番号)	
(記載例) (国)〇〇〇号 (◇◇◇～△△△)	△△建設(株)	〇〇 〇〇		第一連絡者
		◇◇ ◇◇		
		□□ □□		
	(上記が出動不能な場合) (株)◇◇建設	〇〇 〇〇		
	(上記が出動不能な場合)			
	(上記が出動不能な場合)			
	(上記が出動不能な場合)			

(※ 受注地区内の全ての県管理道路について記載すること。)